別表六（十二）　特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否					
控除対象特別試験研究費の額 (14の計)又は(16の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	7	円
控除対象済控除対象特別試験研究費の額 (別表六(九)「6の内書」)又は(別表六(十)「6の内書」)	2		当期税額基準額 ((7)＋(別表六(十三)「23」))×$\frac{10}{100}$	8	
差引控除対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9	
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 ((3)と(17)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	10	
(3)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (((3)－(4))と(18)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額 (9)－(10)	11	
特別研究税額控除限度額 (4)×$\frac{30}{100}$＋(5)×$\frac{25}{100}$＋((3)－(4)－(5))×$\frac{20}{100}$	6				

控除対象特別試験研究費の額の明細

措法第42条の４の２第１項各号又は旧措法第42条の４第７項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額	(14)のうち国外委託試験研究費の額	控除対象特別試験研究費基準額 (15)×$\frac{50、60又は70}{100}$＋(14)－(15)
12	13	14	15	16
第１号・第２号・第３号		円	円	円
第１号・第２号・第３号				
第１号・第２号・第３号				
第１号・第２号・第３号				
第１号・第２号・第３号				
計				

(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第１号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額	17	円
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第２号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額	18	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）